



令和7年12月3日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月3日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用的停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（12営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	もりおか 盛岡	1両×31日	岐阜	たかとみ 高富	1両×60日
愛知	かみこう郷	2両×30日	岐阜	み濃 美濃	1両×60日
愛知	じもくじ 甚目寺	1両×60日	岐阜	なんのう 南濃	1両×60日
愛知	とうかいみなみ 東海南	5両×18日 1両×20日	静岡	なかかわね 中川根	1両×60日
福井	さばえ 濱江	3両×20日 1両×22日	静岡	はまきた 浜北	4両×23日 1両×24日
福井	はるえ 春江	4両×25日	静岡	とおとうみだいとう 遠江大東	1両×60日

3. 処 分 日

令和7年12月3日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL : 052-952-8038